

(様式)

平成22年度人事行政の運営等の状況の公表

湯沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年湯沢市条例第4号)第4条の規定に基づき、湯沢市の平成22年度における人事行政の運営の状況及び公平委員会の業務の状況を公表する。

平成23年11月1日

湯沢市長 齊藤光喜

人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年	平成23年		
一般行政	総務他	385	380	5	採用抑制、事務の統廃合縮小
特別行政	教育	114	108	6	事務の統廃合縮小
公営企業	水道	19	19		
その他公営	下水道	19	19		
その他	その他	76	74	2	事務の統廃合縮小
合計		613	600	13	採用5名、退職18名

職員数は一般職(教育長を除く。)の職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。

(2) 採用試験の状況

(平成22年度)

区 分	採用予定 人員(A)	申込者数		第1次試験					
		申込者数		受験者数		合格者数		受験率 C/B	倍率 C/D
		(B)	うち女子	(C)	うち女子	(D)	うち女子		
上級 一般事務	5	66	28	46	19	9	1	69.7%	5.11倍
中級 一般事務		8	3	6	1	0	0	75.0%	-
初級 一般事務		11	4	11	4	0	0	100%	-
合計	5	85	35	63	24	9	1	74.1%	7.00倍

区 分		第2次試験					最終 倍率 C/F	辞退者数	
		受験者数		合格者数		受験率 E/D			うち女子
		(E)	うち女子	(F)	うち女子				
上級 一般事務		9	1	4	1	100%	11.5倍	0	0
中級 一般事務		-	-	-	-	-	-	0	0
初級 一般事務		-	-	-	-	-	-	0	0
合計		9	1	4	1	100%	15.8倍	0	0

2 給与の状況

(1) 平均給料月額等

(平成23年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	316,431円	29,469円	345,900円	43.8歳
技能労務職	291,806円	25,022円	316,828円	48.3歳

(2) 初任給の状況・経験年数別の平均給料月額 (平成23年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年後 の給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10～15年	15～20年	20～25年	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	2,595百円	3,065百円	3,378百円
	短大卒	152,800円	164,300円	2,359百円	2,912百円	3,206百円
	高校卒	140,100円	148,500円	2,216百円	2,686百円	3,071百円

(3) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	合計
標準的職務内容	部長	課長	参事	主幹	主査	主任	主事	
職員数	9	31	45	56	140	58	29	368
構成比	2.4%	8.4%	12.2%	15.2%	38.0%	15.8%	7.9%	

端数処理のため、割合は小数第2位を四捨五入して表示しておりますので、合計が100%にならない場合があります。

(4) 諸手当の状況

期末・勤勉手当

(平成22年度)

区分	期末手当	勤勉手当
支給割合	6月支給	1.200月分
	12月支給	1.350月分
	合計	2.550月分
職員1人当たり平均支給額	1,234,760円	
加算措置の状況	(平成25年3月まで、職務の級に応じた5%から15%の加算措置を凍結)	

時間外勤務手当

(平成22年度)

支給総額	4,862万円
職員1人当たり平均支給年額	79,317円

その他の主な手当

(平成23年4月1日現在)

手当名	内容	支給額	
扶養手当	扶養親族(他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者)のある職員に支給	配偶者	13,000円/月
		その他	6,500円/月
		配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目	11,000円/月
		満16歳となる年度の初め(4月1日)から22歳となる年度の末日(3月31日)までの子	1人につき 5,000円を加算
住居手当	借家又は借間に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	最高 27,000円/月	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用する職員又は自動車等を使用する職員に対して支給	交通機関利用	最高 55,000円/月
		自動車等利用	最高 24,500円/月
寒冷地手当	11月から3月までにおいて在職する職員に支給	世帯主である職員で扶養親族のある職員	44,500円/年 (89,000円)
		世帯主である職員で扶養親族のない職員	25,500円/年 (51,000円)
		その他	18,400円/年 (36,800円)

寒冷地手当は独自削減後の額(平成25年3月まで)で( )内が本来支給額。

## (5) 職員給与費の状況

## 人件費の状況

(平成22年度普通会計決算)

歳出額	人件費	人件費以外	人件費比率
289億5,353万円	44億231万円	245億5,122万円	15.2%

## 職員給与費の内訳

(平成22年度普通会計決算)

職員数	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計	1人当たりの給与費
500人	18億1,765万円	2億1,406万円	6億1,536万円	26億4,707万円	529万円

職員手当には退職手当は含まない。

## (6) 特別職の報酬等の状況

(平成22年度)

区分	給料・報酬	期末手当		備考
		6月期	12月期	
市長	401,500円 (803,000)	なし (1.4月分)	なし (1.525月分)	上段：独自削減措置後の額 (H25年4月16日まで給料の50%削減) ( )内は本来支給額。 このほか、H25年4月16日まで通勤手当、寒冷地手当を支給しない。
副市長	399,600円 (666,000)	1.4月分	1.525月分	上段：独自削減措置後の額 (H25年4月16日まで給料の40%削減) ( )内は本来支給額。
教育長	393,400円 (562,000)	1.2月分	1.35月分	上段：独自削減措置後の額 (H25年4月16日まで給料の30%削減) ( )内は本来支給額。
議長	411,000円	1.4月分	1.525月分	
副議長	367,000円	1.4月分	1.525月分	
議員	351,000円	1.4月分	1.525月分	

## 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間等 (平成23年4月1日現在)

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から 午後5時15分まで	正午から 午後1時00分まで

このほか、施設等においては、必要に応じ特別の勤務時間等を定めている。

## (2) 休暇の状況

## 年次休暇の取得状況

(平成22年4月～平成23年3月)

対象人数	使用可能日数	総使用日数	1人当たり使用日数
613人	24,065日	5,754日	9.4日

育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況 (平成22年度)

育児休業(女性)			育児休業(男性)			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数	取得者数
3	2	66.7%	13	0	0%	0	0

育児休業の「取得可能者数」とは、平成22年度に新たに育児休業が取得可能になった職員の数を用いる。

育児休業の「取得者数」とは、平成22年度に新たに育児休業を取得した者の数を用いる。

(3) 休暇制度の概要

休暇の種類 (平成23年4月1日現在)

種類	内容
年次休暇	1年度につき20日(新規採用の年は採用月に応じて定められた日数)与えられる。残日数は翌年度に繰り越すことができる。
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は次の表のとおり。)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

主な特別休暇 (平成23年4月1日現在)

種類	内容(日数等)
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合。(5日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合。(産前8週間及び産後8週間)
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合。(2日以内)
配偶者の出産に係る子の養育休暇	妻が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内)
子の看護等休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内) (対象となる子が2人以上の場合にあっては10日以内)
短期の介護休暇	要介護者の世話(要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話)を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。(1年度につき5日以内) (要介護者が2人以上の場合にあっては10日以内)
服忌休暇	親族が死亡した場合で、職員が喪に服するとき。 (親族区分により定める日数。最高で連続7日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合。(1年度につき3日以内)

4 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分・懲戒処分者数 (平成22年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
-	-	4	-	4	2	-	-	-	2

(2) 行為別懲戒処分者数 (平成22年度)

行為区分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	-	-	-	-	-
一般服務違反	2	-	-	-	2
一般非行	-	-	-	-	-
道路交通法違反(職務遂行中)	-	-	-	-	-
道路交通法違反(その他)	-	-	-	-	-
監督責任	-	-	-	-	-
計	2	-	-	-	2

5 サービスの状況

(1) サービス規律の確保に関する取組み (平成22年度)

取組みの概要	
平成22年4月	サービス規律等の徹底について(通知)
平成22年7月	参議院議員通常選挙におけるサービス規律の確保について(通知)
平成22年11月	職員の綱紀の保持について(通知)
平成23年3月	統一地方選挙におけるサービス規律の確保について(通知)

6 研修の状況

(1) 研修の実績 (平成22年度)

研修実施機関	内容	修了者数
秋田県市長会	課長研修	2
	課長補佐研修	6
	係長研修	3
	中堅職員研修	3
	主事・技師研修	4
	新規採用職員研修	2
秋田県自治研修所	能力開発研修	31
秋田県市町村振興協会	海外研修	1

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成22年度)

区分	対象者	受診者
定期健康診断	399	350
人間ドック	217	217
胃部X線検査	17	17
大腸がん検査	23	23
前立腺がん検査	8	8
子宮がん・卵巣腫瘍検査	37	37
乳がん検査	11	11

8 公平委員会の事務の委託に係る業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成22年度)

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成22年度)

なし